

ID: 127

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	日中一時支援事業利用の決定		
例規名 根拠条項	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第77条		
例規番号	平成27年規則第14号		
【基準】			
<p>第75条及び第77条の規定による。 (対象者)</p> <p>第75条 この事業の対象者は、第51条に規定する事業の対象者又はADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)及び高機能自閉症等に該当する者で、町長が障害児者と同等の支援が必要であると判断した者(受託事業者において処遇することが困難な医療を要する者等を除く。)とする。 (決定)</p> <p>第77条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、障害児者の状況や他のサービスの利用状況等を精査し、審査の上、利用の可否を決定し、日中一時支援事業利用登録可否決定通知書(様式第33号)により申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日